

特殊詐欺の犯人が、いつあなたを狙ってくるか分かりません

犯人の手口や、対策のポイントを確認し、
被害の防止に努めましょう!!

詐欺に騙されないで!

- お金や権利、キャッシュカードに関する電話は一旦切って、必ず家族や警察、消費生活センターに相談しましょう。
- 相手が家族や公的機関の職員などを名乗っても、自分が知っている（自分で調べた）連絡先に電話して確認をしましょう。
- 現金やキャッシュカードなどを相手に手渡したり、レターパック・宅配便などで送らないでください。

慌てないで!

落ち着いて!

「おかしいな?」と思ったら

電話を切って、まずは下記窓口に相談を!

©岡山県マスコット「ももっち」「うらっち」と仲間たち

- 岡山県警察本部 ☎#9110又は最寄りの警察署
- 消費者ホットライン ☎(局番なし) 188 (いやや)
- 岡山県消費生活センター ☎(086) 226-0999 (月・祝日・年末年始を除く)
津山分室☎(0868) 23-1247 (土・日・祝日・年末年始を除く)



岡山県
OKAYAMA PREFECTURE

そもそも特殊詐欺って何？

特殊詐欺とは、対面することなく不特定多数の者を欺いた上で、現金等（※1）を狙う（※2）犯罪（※3）の総称を言い、具体的には下記のようなものがあります。



- （※1）現金のほか、通帳やキャッシュカード等も含まれます。
- （※2）手口は、犯人の指定した口座に現金を振り込ませるほか、現金を送らせたり、直接犯人が受け取りに来たり、電子マネーを購入させたりするような場合もあります。
- （※3）ここでいう犯罪とは、詐欺若しくは電子計算機使用詐欺、現金を脅し取る恐喝又は預貯金通帳等を窃取する窃盗をいいます。

特殊詐欺の分類

※岡山県警察ホームページから引用

オレオレ詐欺	親族、警察官、弁護士等を装い、親族が起こした事件・事故に対する示談金等を名目に金銭等をだまし取る（脅し取る）もの。
預貯金詐欺	親族、警察官、銀行協会職員等を装い、「あなたの口座が犯罪に利用されており、キャッシュカードの交換手続きが必要である」などとだまして、キャッシュカード、クレジットカード、預貯金通帳等をだまし取る（脅し取る）もの。
架空料金請求詐欺	「未払いの料金がある」などと架空の事実を口実として金銭等をだまし取る（脅し取る）もの。
還付金詐欺	税金、医療費、保険料等の還付等に必要手続きを装って、被害者にATMを操作させ、被害者の口座から犯人の口座に送金させるもの。
融資保証金詐欺	実際には融資しないにもかかわらず、融資を申し込んできた人に対し、保証金等の名目で金銭等をだまし取る（脅し取る）もの。
金融商品詐欺	架空又は価値の乏しい未公開株、社債等の有価証券、外国通貨、高価な物品等に関するその情報を提供し、購入すれば必ずもうかると信じ込ませ、その購入代金として金銭等をだまし取る（脅し取る）もの。
ギャンブル詐欺	不特定多数の人が購入する雑誌に「パチンコ打ち子募集」等と掲載したり、不特定多数の人に対して同じような内容のメールを送信するなどして、これを見て会員登録等を申し込んできた被害者に対して会員登録料や情報料等の名目で金銭をだまし取る（脅し取る）もの。
交際あっせん詐欺	不特定多数の人が購入する雑誌に「女性紹介」等と掲載したり、不特定多数の者に対して「女性紹介」等と記載したメールを送信するなどし、これを見て女性の紹介等を求めてきた被害者に対して会員登録料や保証金等の名目で金銭等をだまし取る（脅し取る）もの。
キャッシュカード詐欺盗	警察官や銀行協会、大手百貨店等の職員を装って被害者に電話をかけ、「キャッシュカードが不正に使用されている」等とだまして、キャッシュカード等を準備させた上で、隙を見てキャッシュカード等をすり替えて盗み取るもの。
その他の特殊詐欺	上記の類型に該当しない特殊詐欺。

知っておいてください!! 犯人の手口

特殊詐欺の犯人は、どのようにして私たちの財産を狙ってくるのでしょうか。
犯人がよく使う手口やキーワードを紹介します。1つでも該当したら、まず詐欺を疑ってください。

●突然お金を要求する

特殊詐欺の典型的なパターンです。犯人は、あなたの家族や警察官等の公務員、金融機関の職員や弁護士など、あらゆる肩書きを使います。相手が誰であれ、どんな名目であれ、電話でお金を要求されたら、まず詐欺を疑いましょう。

●口座（キャッシュカード）が使えなくなった

警察官や金融機関職員等をかたり「あなたの口座が犯罪に利用されている」「キャッシュカードの交換が必要」などと言い、自宅を訪れる手口が広がっています。

●身に覚えのない請求が来る

有料サイトの利用や、トラブル解決（弁護士費用など）など、犯人はあらゆる名目でお金を要求してきます。利用した（頼んだ）かどうかよく覚えていない請求は、必ず確認するようにしましょう。

●繰り返し要求される

一度でも犯人にお金を支払ってしまうと、次々にお金を要求されてしまうケースが多くあります。途中で名目が変わったり、時間が経ってから要求されることもあります。詐欺を疑ってください。

●名義を貸して

高齢者向け施設の入所権が当たったなど、特定の人しか利用できない権利を他の人が使うため「名義を貸してほしい」などと言ってくる手口も多く使われています。承諾すると、その後「名義貸しは犯罪」「このままでは事件になる」などと言われ、トラブル解決費用の名目でお金を要求されます。

●携帯電話とキャッシュカードを持ってATMへ

税金や保険料の還付名目の詐欺でよく使われる手口です。公共料金の還付手続きをATMで行うことはありませんので、還付金の話で、この言葉が出たら、それは詐欺です。

●電話を切らせてもらえない

犯人は、被害者に落ち着く時間を与えたり、他の人に相談する時間を与えたりしないように、電話をつないだままにさせることがあります。電話を切らせてもらえない場合は、詐欺を疑うべきです。

●「今だけ」「あなただけ」「誰にも言わないで」

犯人は、被害者に冷静な判断をさせないよう、急かしたり、脅かしたり、慌てさせたりします。このようなキーワードが出たら、詐欺を疑い、特に慎重な判断をするようにしてください。



特殊詐欺の犯人は、お金を手に入れることだけが目的ですので、その手口は、無限に増えていきます。

また、近年、特殊詐欺の犯人が資産等を聞き出す「アポ電」がかかってきた後に強盗などの被害に遭う、いわゆる「アポ電強盗」も発生しています。これは、犯人が被害者から聞き出した手持ちのお金を、手っ取り早く手に入れようと直接奪いに来る手口です。資産や現金の保管場所を尋ねられたら、注意して言わないようにしましょう。

被害に遭わないために

詐欺の被害に遭わないようにするためには、まず「私は大丈夫」と思うのではなく、「自分も被害に遭ってしまうかも」と考えることが大切です。

その上で、以下のポイントに注目して対策を行うことで、被害のリスクを極めて少なくすることができます。



被害防止のポイント

◎犯人と話をしてしない

特殊詐欺の被害の多くは、自宅の固定電話に詐欺の犯人が掛けてきた電話に対応したことがきっかけで発生しています。

ナンバーディスプレイや留守番電話機能などを活用し、相手を選んで電話に出るようにすることで、詐欺の被害に遭う危険を大幅に減らすことができます。

留守番電話機能を活用した特殊詐欺被害防止対策

- 1：自宅の固定電話を常に留守番電話に設定
「ただいま防犯対策のため、留守番電話設定にしています」などのメッセージが効果的。
- 2：相手が誰か分かるとき以外は電話に出ない
知らない番号からの電話には、吹き込まれたメッセージを確認してから対応を検討しましょう。
- 3：相手が指定した番号には電話しない
急を告げる内容で、判断に困ったときは、周りの人や相談機関に連絡し、メッセージと一緒に確認するなどして対応を検討しましょう。

◎防犯機器を整える

特殊詐欺の被害防止対策として、通話内容を録音することの警告や通話内容の自動録音機能などを備えた「防犯機能付き電話」に交換したり、電話機に外付けの対策機器を設置することも有効です。

県内の多くの市町村で、防犯機能付き電話の購入等に対する補助制度が創設されていますので、御自宅や御家族の固定電話機の対策を検討してみてもはいかがでしょうか。

◎最新の情報を収集する

被害に遭わないためには、流行の手口や最新の対策などの情報に関心を持つことが大切です。特殊詐欺の発生状況や手口の傾向などについて、常に最新の情報を手に入れましょう。県でもウェブサイトをはじめ、色々な形で情報発信を行っています。是非一度御確認ください。

◎確認は自分が知っている（調べた）番号へ

掛かってきた電話が詐欺かどうか確認するときには、相手が指定した電話番号（連絡先）ではなく、自分が知っている（又は電話帳などで調べた）番号に電話することが大切です。仮に、家族を名乗る者が「電話が変わった」「携帯を借りている」などと言って新しい番号を指定してきた場合は、元の番号に電話して確認してください。

◎だまされた振り作戦に御協力を

警察では、犯人からの電話だと見破った際に、だまされた振りをして、警察に通報していただき、犯人が約束した場所に現れたところを検挙する「だまされた振り作戦」を行っています。積極的に展開することで、捕まりたくない犯人側にプレッシャーを与え、詐欺の被害を減らすことができますので、県民の皆様の積極的な御協力をお願いします。

岡山県 県民生活部 暮らし安全安心課 安全安心まちづくり班



〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
電話 (086) 226-7259 FAX (086) 225-9151
《ウェブページ》 <https://www.pref.okayama.jp/soshiki/22/>
(岡山県)→組織で探す→県民生活部『暮らし安全安心課』

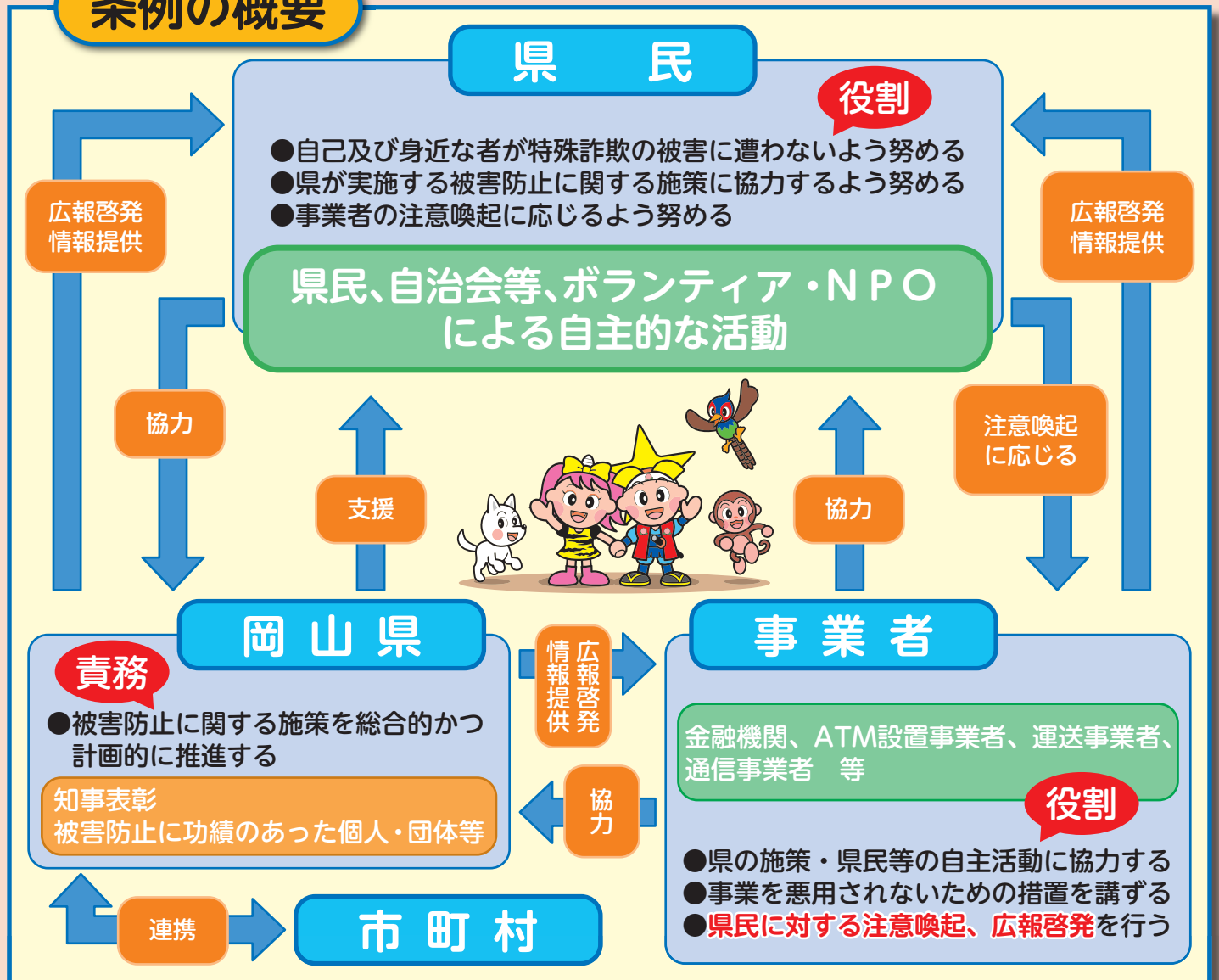


岡山県特殊詐欺被害防止条例について

「特殊詐欺」は、人の優しい心や、公共的な機関への信頼につけ込む卑劣な犯罪です。

岡山県では、特殊詐欺の被害防止に関して、県の責務、県民や事業者の役割を明確にし、それぞれが必要な対策を講じることで、皆さんの財産を守ることを目的とした条例を制定しています。

条例の概要



県民総ぐるみで特殊詐欺の被害を防ぎましょう

警察からのお願い

警察では、金融機関に、窓口で高額な現金をお持ち帰りになる高齢者の方に対する**用途の確認と警察への通報**を依頼しています。
皆さんの財産を守るため御協力をお願いします。



岡山県特殊詐欺被害防止条例

(目的)

第1条 この条例は、特殊詐欺の被害が社会問題となっている現状に鑑み、特殊詐欺の被害の防止（以下「被害防止」という。）に関し、県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、それぞれが必要な措置を講ずることにより、県民の財産を守ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 特殊詐欺 対面することなく不特定多数の者を欺いた上で、指定した預貯金口座に現金を振り込みませる等の詐欺（刑法（明治40年法律第45号）第246条の罪をいう。）若しくは電子計算機使用詐欺（刑法第246条の2の罪をいう。）、現金等を脅し取る恐喝（刑法第249条の罪をいう。）又は預貯金通帳等を窃取する窃盗（刑法第235条の罪をいう。）をいう。

(2) 事業者 次に掲げる者をいう。

イ 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成19年法律第133号）第2条第1項の金融機関

ロ 自己が所有し、又は管理する土地又は建物に現金自動支払機その他の機械（以下「ATM」という。）を設置させている者

ハ 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）の規定による貨物自動車運送事業者（その者のために貨物運送契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者を含む。）

ニ 携帯音声通信用事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信用サービスの不正な利用の防止に関する法律（平成17年法律第31号）第2条第3項の携帯音声通信用事業者、同法第6条第1項の媒介業者等及び同法第10条第1項の貸与業者

ホ イからニまでに掲げる者のほか、特殊詐欺の犯行の態様に鑑み、犯行手段として利用され、又は利用されるおそれがある商品等の流通及び役務の提供を業として行う者

(県の責務)

第3条 県は、被害防止に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

(県民の役割)

第4条 県民は、自己及び身近な者が特殊詐欺の被害に遭わないよう努めるものとする。

2 県民は、県が実施する被害防止に関する施策に協力するよう努めるものとする。

3 県民は、次条第2項に規定する事業者の注意の喚起に応ずるよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、被害防止に関する関心及び理解を深めるとともに、第3条に規定する県の施策及び第8条に規定する県民等の自主的な活動に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、商品等の流通及び役務の提供に際し、特殊詐欺の手段に利用されないための措置を講ずるよう努めるとともに、県民に対し注意を喚起し、及び被害防止に関する広報を行うよう努めるものとする。

(市町村との連携)

第6条 県は、市町村が実施する被害防止に関する施策に協力するとともに、市町村に対する情報の提供、技術的な助言その他必要な支援を行うものとする。

(広報啓発)

第7条 県は、被害防止に関する県民の関心及び理解を深めるために必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(県民等の自主的な活動の支援)

第8条 県は、県民、自治会等（岡山県犯罪のない安全・安心まちづくり条例（平成18年岡山県条例第64号）第2条第1項の自治会等をいう。）、ボランティア・NPO（同条第2項のボランティア・NPOをいう。）及び事業者（以下「県民等」という。）が行う被害防止に関する自主的な活動を支援するものとする。

(情報の提供)

第9条 県は、必要があると認めるときは、県民等に対して特殊詐欺の発生状況その他被害防止に有用な情報を提供するものとする。

(被害防止に関する留意事項)

第10条 県民は、特殊詐欺の犯行の態様に鑑み、次に掲げる事項に留意するものとする。
(1) ATMを利用しようとする場合には、正当な理由がある場合を除き、次に掲げる行為を避けること。

イ 携帯電話用装置その他の携帯用の無線通話装置を使用しながらATMを操作すること。

ロ 多数の預貯金通帳又はキャッシュカード（預貯金の引出用のカードをいう。）を使用し、長時間にわたり、又は反復してATMを操作すること。

ハ ATMの操作に係る他人からの指示又は連絡を待つため、長時間にわたりATMを占拠すること。

ニ 変装する等更に容姿が判別されないようにしてATMを操作すること。

(2) 宅配便（貨物自動車運送事業法第2条第6項の特別積合せ貨物運送又はこれに準ずる貨物の運送であって、一定の重量以下の一口一個の貨物を特別な名称を付して行うものをいう。）を利用してしようとする場合には、第2条第2号ハに規定する者が定める運送約款に運送の引受けを拒絶する荷物として定められている貨幣又は紙幣を運送させないこと。

(通報)

第11条 県民は、次の各号のいずれかに該当するときは、警察官又は事業者への通報その他の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(1) その言動から特殊詐欺の被害を受けようとしていると疑われる者を発見したとき。

(2) 自己又は身近な者が、特殊詐欺と疑われる不審な電話、郵便物等を受けたとき。

2 事業者は、前項の通報を受けたとき又は商品等の流通及び役務の提供に際し、特殊詐欺の被害を受けようとしていると疑われる者若しくは特殊詐欺に係る行為を行っていると思われる者を発見したときは、警察官への通報その他の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(顕彰)

第12条 県は、被害防止のための対策に特に功績があったと認められるものの顕彰を行うものとする。

(運用上の配慮事項)

第13条 この条例の運用に当たっては、県民等の自由と権利を不当に制限することがないよう配慮しなければならない。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成26年3月20日から施行する。

附 則

この条例は、令和2年7月7日から施行する。